

酒田市合併20周年記念冠事業取扱要領

1 趣 旨

この要領は、酒田市合併20周年に当たり、酒田がさらに飛躍し、市民一人ひとりが酒田の魅力を実感でき、また市民が広く参加できることを目的に実施される事業のうち、その名称に記念事業である旨を冠として付したもの（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象事業

冠事業の対象となる事業は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、酒田市合併20周年を記念して実施される事業のうち、次の各号を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

- (1) 酒田市内で実施され、酒田市合併20周年を盛り上げるもので、ふるさと酒田に対する誇りや愛着を育み、郷土愛が醸成されるものであること。
- (2) 市、市の行政委員会、市が出資する公益法人、市内に活動拠点を置き、市の振興若しくは公共的活動を目的として結成された団体、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する者が実施するものであること。
- (3) 営利目的の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。ただし、市の振興に寄与すると認められるときはその限りでない。
- (4) 個人の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。
- (5) 特定の思想、宗教等を助長し、又は圧迫するものでないこと。
- (6) 特定の政党、政治上の主義を指示し、又は圧迫するものでないこと。
- (7) 法令や公序良俗に反しないものであること。

3 事業の名称に付する冠

事業の名称に付する冠は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 酒田市合併20周年記念
- (2) 祝 酒田市合併20周年
- (3) その他、市長が特に認めたもの

4 事業の申請

冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、酒田市合併20周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市、市の行政委員会、市が出資する公益法人又は市内に活動拠点を置き市の振興若しくは公共的活動を目的として結成された団体が実施する事業であって、あらかじめ市長が認めた事業については、申請を省略することができる。

5 事業の承認等

市長は、4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、冠事業として承認するときは、酒田市合併20周年記念冠事業承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは、酒田市合併20周年記念冠事業不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

6 事業中止等の届出

5の規定による承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業の中止又は事業内容等の変更をする場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

7 承認の取消し

5の規定により承認した冠事業が、対象事業の条件を全て満たすものでないことが判明した場合は、市長は酒田市合併20周年記念冠事業承認取消通知書（様式第4号）により承認を取り消すものとする。

冠事業の承認の取消しにより、事業者に損害が生じた場合であっても、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

8 紛争の解決

事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

9 冠事業の取扱いに関する事務

冠事業の取扱いに関する事務は、総務部総務課が行うものとする。

10 委任

この要領に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

11 施行月日

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、8から11までの規定は、その失効後も、なお従前の例による。